

第1章 適正配置基本方針の策定

1. 適正配置の必要性

練馬区では、これまで、人口増に合わせて、区立小・中学校および区立幼稚園を整備してきました。その結果、現在、小学校69校、中学校34校、幼稚園5園を設置・運営しています。

しかしながら、区の総人口が増加しているなか、区立小・中学校の児童生徒数は少子化の影響により、現在、ピーク時の約6割まで減少しています。また、児童生徒数が増加している地域と減少している地域があり、この影響から、学校間の児童生徒数の格差が広がりつつあります。

現在の小・中学校の校舎は、昭和30年代から鉄筋コンクリート造として建設を開始したため、築40年を経過したものが増えており、全体として老朽化が進んでいることから、耐震対応や改築が課題となっています。さらに、今日、学校教育において、豊かな心の育成と確かな学力の向上のためのより一層の取り組みや、特別支援教育など新たなニーズへの対応が求められています。

区の財政状況が厳しさを増す中、これらの課題に対応していくためには、現在の小・中学校の数を維持していくことは難しく、児童生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえ、学校の適正配置を進める必要があります。

また、区立幼稚園は、5園のうち4園を光が丘地区に設置していますが、光が丘地区の幼児人口が設置当初に比べて大幅に減少していることから、幼稚園についても、適正配置を進める必要があります。

2. 適正配置基本方針の策定

教育委員会では、現在、新行政改革プラン（平成15年12月策定）に基づき、練馬区の学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置について検討しています。

平成15年12月に「区立学校の適正規模検討委員会」を設置し、平成16年3月、小・中学校の適正規模について決めました。その後、適正配置の基本方針と具体的な進め方について検討するため、同年9月に「区立小・中学校および幼稚園の適正配置検討委員会」を設置しました。同年12月、検討委員会から提出された基本方針に関する答申を踏まえ、平成17年2月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）」をまとめ、約1か月間、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、区民から意見を募集しました。同年4月、教育委員会では、区民からいただいた意見・要望等を踏まえ、適正配置の指針となる「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定しました。

第2章 区立小・中学校

1. 小・中学校を取り巻く状況

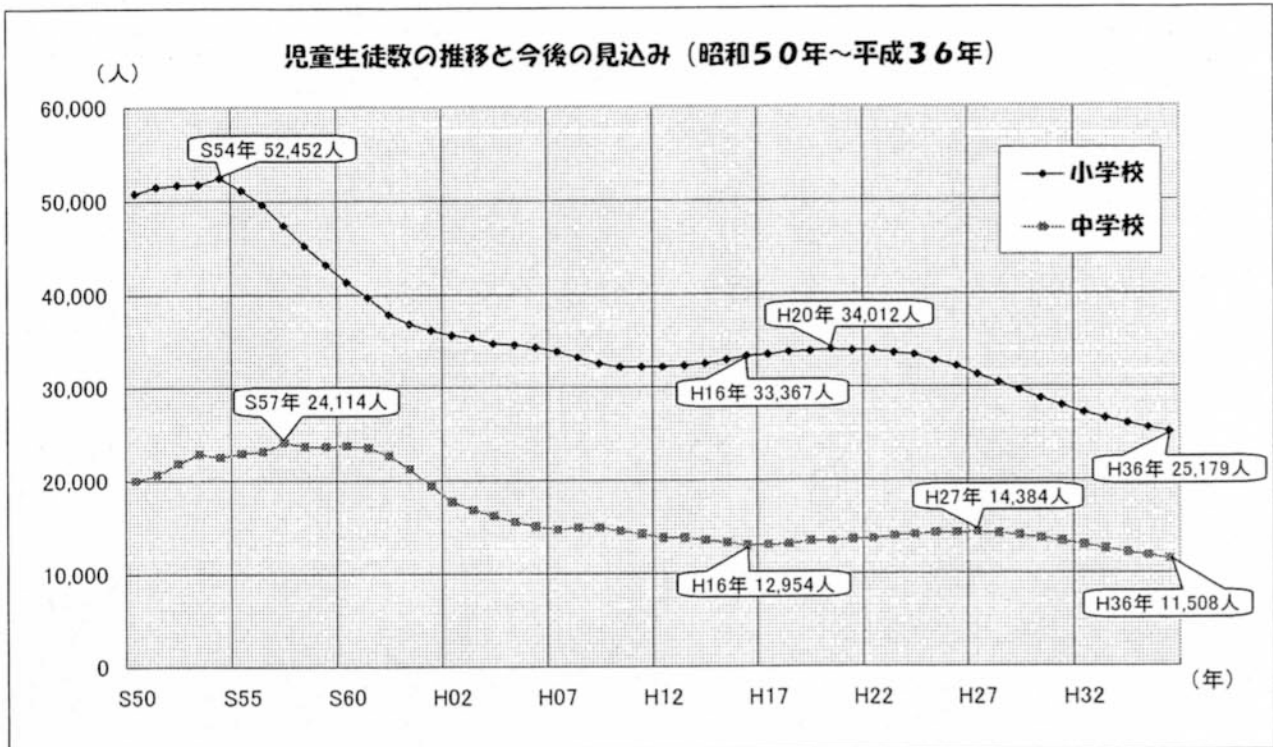
(1) 児童生徒数の減少と今後の見込み

区立小学校の児童数は、昭和54年の52,452人をピークに減少傾向に転じ、平成16年は33,367人とピーク時の63.6%となっています。今後、平成20年までは微増しますが、

平成 21 年からは減少傾向に転じ、平成 36 年には 25,179 人とピーク時の 48.0%に推移する見込みです。

また、区立中学校の生徒数は、昭和 57 年の 24,114 人をピークに減少傾向に転じ、平成 16 年は 12,954 人とピーク時の 53.7%となっています。今後、平成 27 年までは微増傾向が続きますが、その後は減少し、平成 36 年には 11,508 人とピーク時の 47.7%に推移する見込みです。

なお、学校数は、小学校が平成 2 年に 69 校、中学校が昭和 63 年に 34 校になってから、そのままの数を維持し続けています。



※ 昭和50年～平成16年は各年5月1日現在の実数
 ※ 平成17～21年は東京都教育人口推計による推計値
 ※ 平成22～36年は、練馬区が算出した推計値

(2) 学校規模の格差

区内では、ここ数年、戸建住宅やマンション建設の増加により、児童生徒数が増えている地域がある一方、光が丘地区のように減っている地域もあります。また、児童生徒や保護者の意向に配慮した通学区域制度の弾力的運用（就学指定校の変更）の影響もあり、学校間の児童生徒数の格差が広がりつつあります。平成 16 年度では最大、小学校で 6.4 倍、中学校で 4.4 倍の児童生徒数の格差が生じています。

区 分	児童生徒数			学 級 数		
	最小校	最大校	格 差	最小校	最大校	格 差
小 学 校	144人	926人	6.4倍	6学級	26学級	4.3倍
中 学 校	165人	721人	4.4倍	6学級	19学級	3.2倍

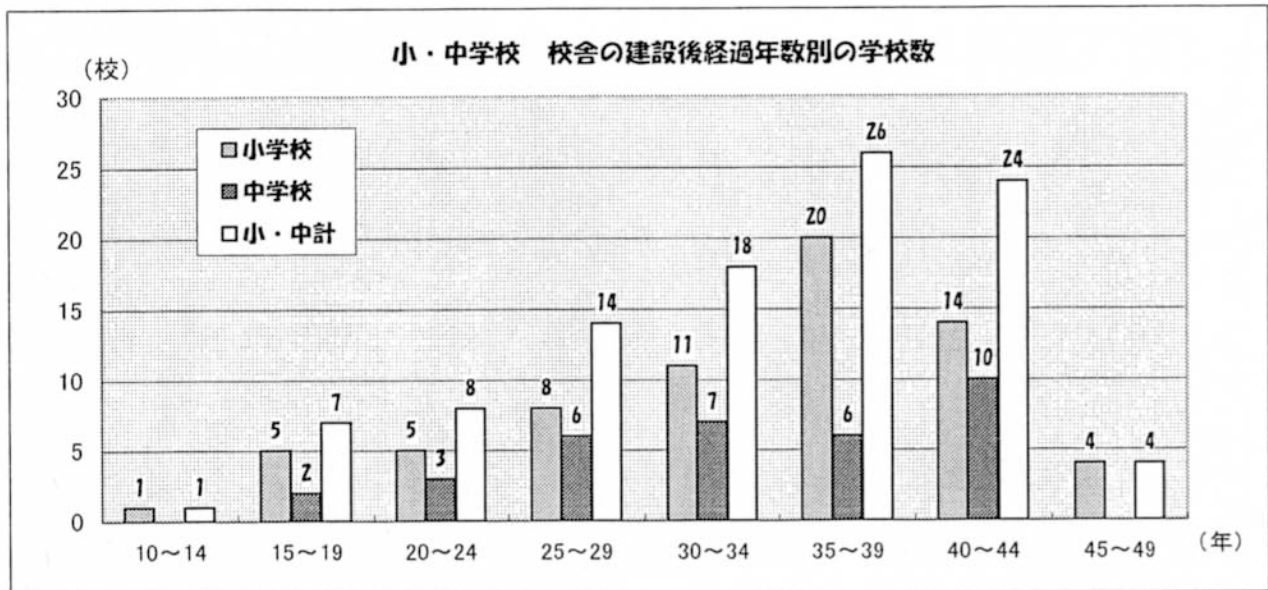
(平成16年5月1日現在)

(3) 校舎の老朽化

区では、昭和 30 年代の中ごろから、児童生徒の急増対策のため、学校の新設や校舎の増築

を行うとともに、木造校舎の鉄筋コンクリート化を進めてきました。学校の校舎は、複数回にわたって増築しているため、最も古い建築部分を基準とすると、現在、小・中学校（103校）のうち、建築後30年以上経過している学校は72校（全体の約70%）、そのうち40年以上経過している学校が28校（全体の約27%）もあり、全体として校舎の老朽化が進んでいます。このため、近い将来、校舎の改築が集中することになりますが、現行の国庫補助の基準では、50年を経過した建築部分のみが対象となることや、同時に何校もの改築は財政的に難しいことから、大規模改修工事などにより、校舎の寿命を延ばすなどの工夫が必要です。

また、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、大規模災害時の避難拠点としての役割を果たすため、耐震性能の向上を図ることも重要な課題です。



※ 経過年数の基準日は、平成16年4月1日

計 102校(改築済の光和小を除く)

2. これからの学校づくり

(1) 豊かな心の育成と確かな学力の向上

学校は、集団生活を通して児童生徒の豊かな人間性や社会性を育て、学力や体力の向上を図る場です。児童生徒は、学級や同学年、異なる学年との交流、クラブ活動や部活動等、様々な機会を通じて、教員との信頼関係や児童生徒同士の交友関係を築き、他人を思いやる心や感動する心をはぐくんでいます。また、学習面においては、児童生徒一人ひとりの学習の習熟度や興味・関心に応じたきめ細かな指導を行うため、教員を加配し、少人数学習集団による指導（以下、少人数指導という）を80校（16年度）で実施しています。今後、さらに、児童生徒の確かな学力の向上を図るため、少人数指導や選択教科の拡大、TT（チームティーチング ※）の活用を進めるなど、授業の工夫・改善を図り、個に応じた指導の一層の充実に努めます。

※ 一斉指導に加えて、適宜、個別指導、グループ指導等を導入し、複数の教員が分担・協力して指導する方法

(2) 特色ある学校づくり

従来、各学校は、地域の特色や人材を生かしながら、特色ある学校づくりに取り組んでいます。さらに、平成17年度からは、より一層の特色ある学校づくりと学校の活性化を図るため、区立中学校の学校選択制度を実施します。今後も、各学校が児童生徒の興味・関心や保護者の